

委員 長 報 告 書

さる 3 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 48 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

を審査するため、3 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 48 号は、行政不服審査法において、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化したこと、審理員制度を導入したこと、行政不服審査会等の第三者機関への諮問手続きを新設したこと、また、審査請求手続きにおける提出書類の写しの交付等で、審査請求人等の手続き保障を拡充したこと、審査請求期間を 60 日から 3 ヶ月に延長したことなどを主な改正点とする法改正がなされたことに伴い、関係する 8 本の条例について同法の改正内容に沿った改正を行うものである。

委員から、年間の不服申し立て件数について ただしがあり、年間 2、3 件程度である との答弁がありました。